

令和3年度第11回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和4年2月10日（木）					
招集場所	キナルなんぶ1階 多目的ルーム					
開会時間	14時00分					
閉会時間	15時48分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	岩指 久	出席			
	8番	井上 武	出席	14番	板 秀樹	欠席
	9番	恩田 真季	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
議事録署名委員	6番	庄倉 三保子		8番	井上 武	
	出席職員 事務局長 岡田 光政 事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝 産業課課長補佐 本田 秀和					
傍聴人	0人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	非農地証明書の交付について
第2号	農地利用集積計画案の決定について
第3号	農用地利用配分計画の意見照会について
第4号	非農地判断に係る特別委員会の結果について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について (2) 使用貸借の合意解約について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について (4) 第10回総会議案第2号(3)及び(4)について (5) 令和4年南部町農作業標準料金協定表について
その他	(1) 令和3年度第12回南部町農業委員会総会日程

議案第2号 農地利用集積計画案の決定について	議長	議案第2号『農用地利用集積計画案の決定について』上程致します。提案者より説明をお願いします。今回は申請件数が多いですので、事前にお配りしていますので、読み上げに関しては簡素化したいと思います。
	局長	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により議決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p>【農用地利用集積計画の内容を整理番号ごとに、設定を受ける者、設定をする者、利用権の種類を朗読(議案書4～22頁)】</p> <p>整理番号 7番～35番</p> <p>設定を受ける者： 18名</p> <p>設定をする者： 29名</p> <p>設定をする土地： 47筆 計79,300㎡</p> <p>農地中間管理権を取得する場合</p> <p>整理番号 432番～462番</p> <p>設定を受ける者： 1名</p> <p>設定をする者： 30名</p> <p>設定をする土地： 59筆 計87,266㎡</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。農地中間管理権を取得する場合については、産業課本田課長補佐より説明させていただきます。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
	議長	議案第2号について質疑を受けます。
	糸田委員	整理番号31番と32番の さんですが、広い面積の畑地を借りられて出荷用の野菜を栽培されると言う事ですが、具体的にどのような野菜を作っておられますか。
	局長補佐	本人にお聞きしています。主に葉物野菜、ほうれん草、キャベツなどを栽培して市場に出荷されているそうです。
	糸田委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	議案第2号『農用地利用集積計画案の決定について』は原案どおり議決、承認されました。
議案第3号 農用地利用配分計画の意見照会について	議長	議案第3号『農用地利用配分計画の意見照会について』上程致します。提案者より説明をお願いします。
	局長	農用地利用配分計画の意見照会について、詳細につきましては産業課本田課長補佐より説明致します。
	本田課長補佐	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき農用地利用配分計画を作成しましたので、ご審議をお願いします。</p> <p>【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読(議案書23～28頁)】。</p>
	議長	質疑を受けます。
	黒木委員	整理番号1番ですが、終期が3月31日ではなく、12月31日となっています。何か理由があるのですか。

	本田課長 補佐	さんについては、今回、更新されるほとんどの農地の終期が令和4年3月31日になっていました。さんの管理上の理由で、借りられる年数に関しては3年、5年などのばらつきがありますが、終期については12月31日に揃えたいと言うご意向がございました。今後は、終期が12月31日以外の農地については12月31日に揃えていかれるそうです。
	黒木委員	分かりました。
	議長	他にございませんか、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	ないようですので、議案第3号『農用地利用配分計画の意見照会について』は、原案どおり議決、承認されました。
議案第4号 非農地判断に係る特別委員会の結果について	議長	議案第4号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	別冊の現地確認資料をご覧ください。内容につきましては局長補佐より説明を行いまして、その後から各担当委員さんよりご報告をお願いしたいと思います。
	局長補佐	この資料は、本日午前中に確認していただいた 地区、 地区の資料です。
	議長	井上委員より現地確認報告をお願い致します。
	井上委員	本日の午前中に恩田会長、市川職務代理、庄倉委員、頼田委員、私、事務局で現地調査を行いました。 資料の1ページの の航空写真をご覧ください。左側にあるのが です。地図にはまだ載っていませんが があって、そこから入った所になります。現地は山林化していて、非農地判定は妥当だと思います。 2ページの の航空写真をご覧ください。 を過ぎて右に に向かい、右に入った になります。 さんと書いてある所には という建物があります。ここから山に入った所で、山のすぐ下のような所で竹林になっていました。ここも非農地判断は妥当だと思います。
	議長	現地確認報告がございました。質疑を受けます。
		(質問、意見等なし。)
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	意義なし。
	議長	議案第4号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』原案どおり議決、承認されました。
5. 報告 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	議長	報告事項に入ります。『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』報告をお願いします。
	局長	農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法施行規則第68条の規定により提出された下記の通知について、下記のとおり報告致します。
	局長補佐	【(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について朗読(議案書29頁)】 番号1は利用権設定の農地中間管理権を取得する場合の452番に関わるものです。番号2は同じく451番に関わるものです。
	議長	質疑を受けます。
		(質問、意見等なし。)
	議長	報告を終わります。

(2) 使用貸借の合意解約について	議長	『(2) 使用貸借の合意解約について』提案者より説明を求めます。
	局長	使用貸借の合意解約について、下記のとおり報告します。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	【『(2) 使用貸借の合意解約について』朗読(議案書 29～30 頁)】 番号 1 は利用権設定の農地中間管理権を取得する場合の 447 番に関わるものです。番号 2 は同じく 438 番に関わるものです。番号 3 は 444 番に関わるものです。番号 4 は 449 に関わるものです。
	議長	質疑を受けます。
		(質問、意見等なし。)
	議長	『(2) 使用貸借の合意解約について』報告を終わります。
(3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について	議長	『(3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』説明を求めます。
	局長	公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について、下記のとおり報告します。内容については局長補佐より説明致します。
	局長補佐	【『公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』朗読(議案書 32 頁)】 入札の関係で、既に 1 月 20 日より着工されています。事前に市川職務代理、岩指委員、事務局で現地確認をしています。その際の写真を添付していますので確認をお願い致します。
	議長	このことについて質疑を受けます。
		(質問、意見等無し。)
議長	無いようですので、報告を終わります。	
(4) 第 10 回総会議案第 2 号 (3) 及び (4) について	議長	『(4) 第 10 回総会議案第 2 号 (3) 及び (4) について』説明をお願いします。
	局長補佐	1 月に開催しました第 10 回総会でご審議いただきました議案第 2 号 (3) 及び (4) の 太陽光発電設備の 5 条案件についてですが、条件付き許可となっていましたので、1 月 14 日午前 9 時より恩田会長、市川職務代理、糸田委員、井上委員、事務局で協議致しました。その内容をご報告致します。 1 点目は住民説明会の議事録についてです。令和 2 年 11 月 10 日の総会で議決いただきました「南部町農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン」の中で、自治会が住民説明会をされた場合には、実施記録、内容としましては、地域住民への説明会の開催状況や意見とそれに対する措置を記載したものを添付するように決められております。今回出されていた実施記録は、このガイドラインに忠実な形で提出いただいておりますので、確認させていただきました。 2 点目の流量計算書についてですが、後日、計算書が届きましたので、皆さんに確認していただきました。計算の結果、雨水量より許容量が大きいため排水計画は問題ないと確認していただきました。 また、この太陽光設備は、それぞれ 3,000 m ² を超え、合計で 5,000 m ² を超える案件でしたので、1 月 13 日に鳥取県農業会議の常設委員会の事前審査と現地確認が行われました。続いて 1 月 24 日に、倉吉シティホテルで行われた鳥取県農業会議の常設委員会において意見徴収を求めまして、「異存なし」という回答いただきましたので、1 月 25 日付で許可証を発行しており

		ます。
	議長	質疑を受けます。
		(質問、意見等なし。)
	議長	ないようですので報告を終わります。
(5) 令和4年南部町農作業標準料金協定表について	議長	『(5) 令和4年南部町農作業標準料金協定表について』提案者より説明を求めます。
	局長補佐	議案書の33ページをご覧ください。1月19日に農作業標準料金策定協議会を開催し決定しましたので報告をしたいと思います。 今回は、一般労務以外は、昨年に引き続き全て据え置きとなりました。一般労務につきましては、労働賃金ということで、鳥取県の最低賃金を基準として使用していくことになりました。今回は、令和3年10月6日からの1時間当たり821円を基準としています。決まりました協定額は、南部町のホームページ、広報なんぶ3月号でお知らせする予定です。
	議長	何かお聞きになりたいことはございませんか。
	市川職務代理	一番下の一般労務に、括弧で注意内容が書いてありますが、その説明をお願いします。
	局長補佐	毎年10月上旬に鳥取県の最低賃金が公表されます。昨年10月に公表された821円を記載していますが、今年10月に変わりましたら、そちらの新しい金額に読み替えをお願いしたいという内容です。
		(質問、意見等なし。)
	議長	今年1年は、この金額を参考にさせていただきたいと思います。
(2) 令和3年度第12回農業委員会総会の日程について	議長	令和3年度第12回南部町農業委員会総会は、令和4年3月10日(木)の13時30分より開催します。場所については、キナルなんぶを予定していますが、コロナウイルスの影響で変更になる場合もございますのでご理解をお願いします。
8. 閉会	議長	これにて令和3年度第11回南部町農業委員会総会を閉会します。